

# 旅 費 規 程

## (目 的)

第1条 この規程は、この会の役員その他の者が、職務のため行動する場合に支給する旅費について規定することを目的とする。

## (行動の順路及び日数)

第2条 旅費は順路により算出する。ただし、職務の都合または天災その他やむを得ない事由で順路により行動できなかった場合は、その現に経過した経路による。

## (旅費の種類)

第3条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、航空賃、行動費、食卓料及び宿泊料、車中泊料とする。

2 前項の支給額は別表旅費支給基準による。

第4条 旅費支給上の路程は鉄道、軌道は鉄道官庁調、水路については水路官庁調、陸路については郵便路図によって計算する。

## (取扱いの特例)

第5条 旅費取扱いで、特別の事情により、この規程によることができないものについては、理事会で処理する。

## (規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決を経なければ、変更することができない。

## (付 則)

第7条 この規程に関する内規を別に定める。

第8条 平成5年4月21日 制定 平成5年5月1日 実施

平成14年9月6日 一部改定 同日実施

平成17年7月9日 一部改定 同日実施